

## 東京弁護士会紛争解決センター「養育費 ADR」の説明と注意事項

### 1. 「養育費 ADR」とは

東京弁護士会紛争解決センターでは、離婚の増加やその後の養育費支払が遅れる例が増加していることを受けて、養育費の協議に特化した専門 ADR(Alternative Dispute Resolution)として「養育費 ADR」を設置し、運用しております。

「養育費 ADR」では、当会所属の弁護士が「あっせん人」という中立の立場で、協議事項を整理し、当事者双方の考えをよく聴いた上で、当事者双方が納得し、子どものために継続して支払っていけるような合意を目指して、当事者の協議を支援します。

なお、「養育費 ADR」は上述のとおり、養育費の協議に特化した専門 ADR として運用しており、協議開始の時点で、当事者双方が、養育費のみを協議事項とすることに同意していることが必要になります。

養育費以外の事項、例えば、婚姻費用、離婚、親権、面会交流、などについても協議したい場合は、「養育費 ADR」ではなく、本センターの一般 ADR をご利用下さい。(養育費 ADR と一般 ADR の違いについては、下記 7 をご参照下さい。)

### 2. 「養育費 ADR」における協議事項

養育費の分担のみに限ります。例示すると次の通りです。

- (1) 金額（進学した場合を含む）
- (2) カバーする範囲（学費以外の徴収費用<教科書、修学旅行、学校積立など>、私学費用、習い事、留学、学資保険、その他の特別支出<病気、けがなど>の扱いなど）
- (3) 支払時期（頻度、期限）
- (4) 支払方法（親権者または子の金融機関口座への振込、手数料負担等）
- (5) その他の条件（通知条項<養子縁組した場合など>、見直し条項、支払義務者の収入・資産に変化があったときの扱い）
- (6) 協議条項

### 3. 申立ての方法

1. 「養育費 ADR」を利用しようとする親は、東京弁護士会ホームページから申立てフォーム URL を取得します。

※URL はこちら : <https://www.toben.or.jp/form/onlineadryoiku-mail.html>

※養育費の支払いを受ける側、支払う側、のどちらからも申し立てることができます。

2. 申立フォームに必要事項を記入し、送信します。

3. センター事務局で申立てを確認したら、申立人へ確認のメールを送ります。

4. センター事務局から相手方に対し「養育費 ADR」の申立てがあったことを通知します。

※相手方への通知は、相手方住所へ郵送で送ります。

#### 4. 相手方の手続への参加方法

1. 相手方は、センター事務局から「養育費 ADR の申立てのご連絡」を受領したら、「養育費 ADR」への参加の是非を検討します。（手続への参加は任意ですが、参加をお勧めします。）

2. 手続への参加を決めたら、下記 URL から、答弁フォームにアクセスし、必要事項を記入し、送信します。

※「養育費 ADR」は養育費のみを協議事項とします。養育費以外の事項も協議したいと考える場合は、答弁フォームから送信はせずに、センター事務局へ直接ご連絡ください。

※手続に参加しないと決めた場合には、センター事務局へご連絡ください。

※「養育費 ADR の申立てのご連絡」の送付から数日経ってもご連絡がない場合、センター事務局から電話等でご連絡する場合があります。

#### 5. 手続の開始まで

1. 申立人、相手方の双方が、養育費のみを協議事項として「養育費 ADR」で協議することに同意したら、センター事務局から当事者双方に、申立手数料（各 11,000 円ずつ）の請求書を送ります。両当事者とも、速やかにお支払い下さい。

2. センター事務局からの当事者への連絡は、申立フォーム、答弁フォームにおいて指定されたメールアドレスにメールでご連絡します。

3. 第 1 回期日より前に、センター事務局より、追加の書面・資料の提出を求めることがあります。手続を迅速に進めるために、ぜひご協力ください。

#### 6. その他の注意事項

1. 「養育費 ADR」の期日は 3 回までです。3 回の期日で話し合いがまとまらず、さらに話し合いを続けたい場合は、本センターの一般 ADR に移行することができます。

2. 「養育費 ADR」での協議の途中で、当事者が養育費以外の事項についても協議したいと希望するに至った場合は、あっせん人と相談し、適宜、本センターの一般 ADR に移行することができます。

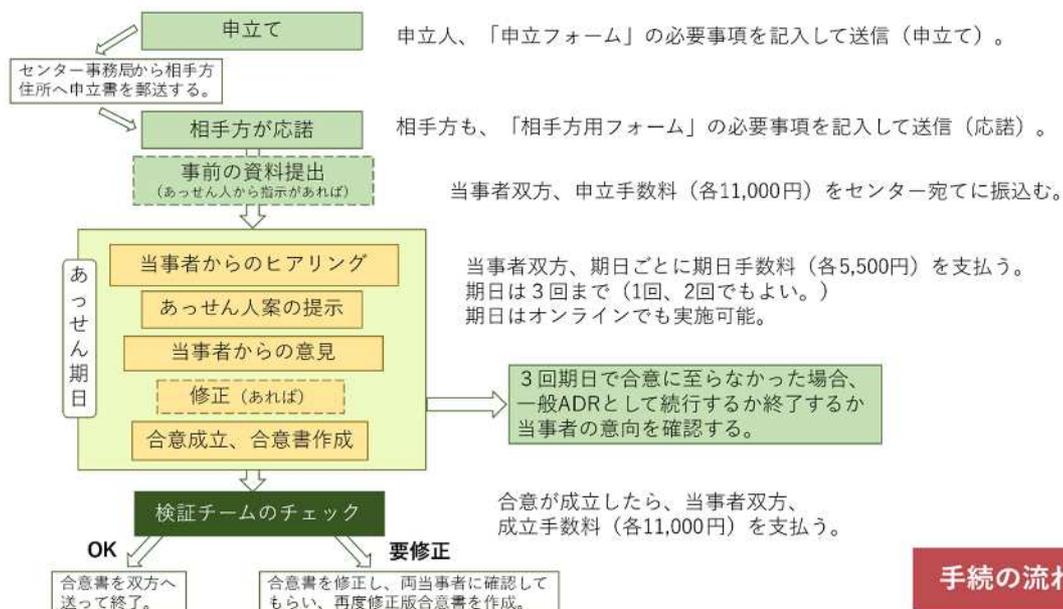
#### 7. 養育費 ADR と一般 ADR の違い

	養育費 ADR	一般 ADR
申立の方法	申立フォームから送信。	申立書をセンター事務局へ提出。
申立手数料	当事者双方が 11,000 円ずつ支払う。	申立人が、11,000 円支払う。 期日手数料
期日手数料	当事者双方が、各期日ごとに 5,500 円ずつ支払う。	養育費 ADR と同じ。

成立手数料	当事者双方が、11,000円ずつ支払う	合意した内容により当事者が得る経済的利益の額を算定し、その8%（経済的利益の額が300万円以下の場合。）を支払う。 ★詳しくはセンターHPをご参照ください。
期日回数	3回まで。 3回で和解が成立しない場合は一般ADRに移行する。	原則3回だが、事案に応じる。 （上限は定められていない。）
協議の進め方	第1回期日前に、担当あっせん人が事案を整理し、不足する情報・資料があれば提出を求めることがある。	事案に応じる。
和解成立後の手続	和解合意の内容が「子の最善の利益」に反しないか、また債務名義にする場合はそれに適したものになっているか、検証の手続を得る。	特になし。

※養育費ADRから一般ADRへ移行する場合は、一般ADRの申立手数料は不要です。

※東京弁護士会の弁護士があっせん人となって、話し合いを行う手続であることは共通です。



手続の流れ